



広報

川越

—No. 463 —

9月 25日

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492)24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤瀧二

■編集 企画財政部企画課

宮下町の山田さん 県内一の長寿に



敬老の日を前にした9月13日、加藤市長は市内の男女最高齢者、山田春造さん（102歳＝明治8年12月5日生まれ、宮下町1-5-10）と秦つなさん（100歳＝明治11年3月16日生まれ、中老袋77-1）を訪ね、記念品を贈

つて長寿を祝いました。

ちなみに、全国の100歳以上の長寿者は792人、県内では16人、市内では2人で、山田さんは埼玉県一の長寿者になっています。（写真中央が山田さん）

人口のうごき 9月1日現在

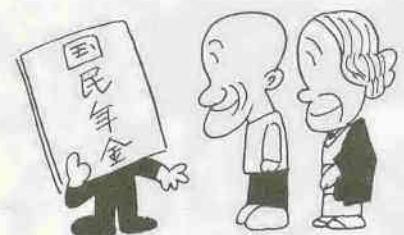
人口	244,256人
(前年同期)	237,580人)
男	123,678人
女	120,578人
前月比	552人増
世帯数	71,933世帯
出生	377人 死亡 93人
転入	1,505人 転出 1,237人

主な内容

- 宮下町の山田さん・県内一の長寿に、 人口のうごき, 1 P
- ビルなどの日影規制・10月1日からスタート、 国民年金、 行政相談制度、 後楽会館の巡回バスほか 2 ~ 3 P
- 川越まつり、 市交通災害共済、 交通実態調査、 戸田川越花ほか 4 ~ 5 P
- 表通り裏通り
- 秋の狂犬病予防注射、 市民体育祭、 3か月児健診と家族計画指導、 子宮カソ検診、 レントゲン間接撮影、 妊婦教室、 プタ肉特売テー 8 ~ 9 P
- ほくらの作文、 明日に向かって⑯、 市民会館10月の主な行事予定 10 P



10月は国民年金普及推進月間



六十歳前二十五年以上保険料を納めれば、六十五歳から年金をもらえる。国民年金制度。しかし、人によっては二十五年末満でも、また、国民年金以外の公的年金と

個人によつて違う

老齢年金

相談員：川越社会保険委員、川越社会保険事務所職員、市役所保險年金課職員

昭和三十六年四月にスタートした国民年金制度。現在、この国民年金には、全国で二千七百万人以上の人々が加入しています。

しかし、「何十年も先の年金なんか……とか」、「掛け金が高くて」と、その内容を意外に知られていないのが国民年金の制度です。そこで一人でも多くの人にこの制度を理解してもらおうと、「国民年金普及月間」が設けられています。川越市の場合は、今年は十月がこれにあたり、この期間中に、市と関係機関とが協力して、民間協力者を対象とした研修会や街頭無料相談所を開催することになっています。

相談所は丸広の前

「一日街頭無料相談」——国民年金の相談はもちろん、厚生年金や健康保険などの相談もお受けしようですね。市と川越社会保険委員会の共催。お気軽にお出かけください。

とさき…十月六日(金)、午前十時から午後四時まで

ところ…丸広百貨店前(新富町通り側)

特例納付

国民年金の保険料の納付は、二年で時効となり、二年以上かかる場合は、保険料を納め忘れたりこれから年金に加入しても、将来年金をもらえないという人がでてきます。そこで、時効になつている期間

後楽会館の巡回バス

10月から時刻が変更
毎週水曜日に個別で利用する方のために運行している後楽会館の巡回変わります。

お間違いのないよご注意ください。

役所や公社等の仕事で「納得できない」、「このようにしてほしい」、「処理が遅い」、「間違つている」、「不親切な扱いを受けた」といった苦情や要望があつても、関係の役所や公社には申し出にくいとか、どこへ相談してよいわからない方のために、行政相談制度があります。

この制度は、国民のための開かれた行政にするために、行政機関が積極的に国民の不平不満を吸収し、行政運営の改善を図る制度で、相談に応じるのは、民間の有識者の中から国が委嘱した行政相談委員です。行政に対する苦情や要望がある方は、相談委員に直接口頭で申し出してください。相談内容についての秘密は堅く守ります。

川越市内の行政相談委員は、次の方々です。(五十音順、敬称略)

あなたは年金をもらえますか？

— 10月6日に街頭無料相談 —

行政上の苦情や要望は

順序	巡回場所	時間	行政相談委員へどうぞ				
			内 容	主 催	内 容	主 催	内 容
1	中央公民館	午前9時23分	○上野広一(並木一三一二、△35三一七五)	○上野広一(並木一三一二、△35三一七五)	○小山辰吉(小仙波町四一一一〇、△22一三二六五)	主催: 埼玉県・川越市・埼玉建築士会	●法律説明会と講演会
2	市役所	9時25分	○小高脩平(福田一〇〇六、△24二二九二〇)	○小高脩平(福田一〇〇六、△24二二九二〇)	○中野吾郎(南田島一三〇九、△22五四八)	主催: 埼玉県・川越市・埼玉建築士会	●法律説明会と講演会
3	神明神社	9時28分	○荻島絹(小仙波町一一一二)	○荻島絹(小仙波町一一一二)	○小山辰吉(小仙波町四一一一〇、△22一三二六五)	主催: 埼玉県・川越市・埼玉建築士会	●法律説明会と講演会
4	岡田商店前	9時30分	○大庭清(福田二二七五八)	○大庭清(福田二二七五八)	○中野吾郎(南田島一三〇九、△22五四八)	主催: 埼玉県・川越市・埼玉建築士会	●法律説明会と講演会
5	足立屋米店前	9時32分	○高橋義(新富町二二二一)	○高橋義(新富町二二二一)	○中野吾郎(南田島一三〇九、△22五四八)	主催: 埼玉県・川越市・埼玉建築士会	●法律説明会と講演会
6	パーラーいすみ前	9時35分	○高橋義(新富町二二二一)	○高橋義(新富町二二二一)	○中野吾郎(南田島一三〇九、△22五四八)	主催: 埼玉県・川越市・埼玉建築士会	●法律説明会と講演会
7	川越市駅	10時17分	○大庭清(福田二二七五八)	○大庭清(福田二二七五八)	○中野吾郎(南田島一三〇九、△22五四八)	主催: 埼玉県・川越市・埼玉建築士会	●法律説明会と講演会
8	野田神社	10時19分	○高橋義(新富町二二二一)	○高橋義(新富町二二二一)	○中野吾郎(南田島一三〇九、△22五四八)	主催: 埼玉県・川越市・埼玉建築士会	●法律説明会と講演会
9	鹿児建材店前	10時20分	○高橋義(新富町二二二一)	○高橋義(新富町二二二一)	○中野吾郎(南田島一三〇九、△22五四八)	主催: 埼玉県・川越市・埼玉建築士会	●法律説明会と講演会
10	川越駅西口	10時23分	○高橋義(新富町二二二一)	○高橋義(新富町二二二一)	○中野吾郎(南田島一三〇九、△22五四八)	主催: 埼玉県・川越市・埼玉建築士会	●法律説明会と講演会
11	岸町熊野神社	10時30分	○高橋義(新富町二二二一)	○高橋義(新富町二二二一)	○中野吾郎(南田島一三〇九、△22五四八)	主催: 埼玉県・川越市・埼玉建築士会	●法律説明会と講演会
12	丸井百貨店別館前	10時35分	○高橋義(新富町二二二一)	○高橋義(新富町二二二一)	○中野吾郎(南田島一三〇九、△22五四八)	主催: 埼玉県・川越市・埼玉建築士会	●法律説明会と講演会

※コースの途中で定員乗車になたたであります。そのため、後楽会館は、その時点で運転しますので、他の停留所では、その時間だけ運れます

留所では、その時間だけ運れます

からご承知ください。

行政相談会開催日
10月15日(土) 21日

十月一日からスタート

十月一日から、ビルなどの日影を一定の基準以下に抑える「日影規制」がスタートすることになりました。

この規制は、主として住居系用途地域で一定の高さを超える建物に適用されるもので、これらの建物のためにできる日影を制限することによって建物の形態を規制し、周辺の日照を保護しようとするものです。

昔から「人の住むところには日が当たるもの」という観念を私たちもっています。居間に差し込む陽光は、あるときは健康の象徴であり、またあるときは私たちの心のやすぎを与えてくれます。

住宅地の環境条件のなかで、「日当たり」が最も大切なものの一つと考えられているのも当然のことでしょう。

しかし、十年ほど前から都市へ

の人口集中と都市建築物の中高層化が進むにつれて、日照紛争が大きな社会問題となっていました。

そのため市では、「埼玉県中高層建築物に関する指導要綱」によって行政指導を行い、これらの問題に対処してきましたが、法規制が伴わないため、必ずしも十分なものではありませんでした。

こうしたことから国は昭和五十一年に建築基準法を改正、

人口集中と都市建築物の中高層化が進むにつれて、日照紛争が大きな社会問題となっていました。埼玉県では、これを受けて今年六月に埼玉県建築基準法施行条例を改正、十月一日から施行することとしたものです。日影規制の概要是次のとおりです。

規制の方法は、一定の高さを超える中高層建築物について、その敷地境界線から一定の距離を超える範囲に一定の時間以上日影を生じさせないように、建物の形態を規制するものです。これによつて周囲の住環境を保護しようというのがねらいです。

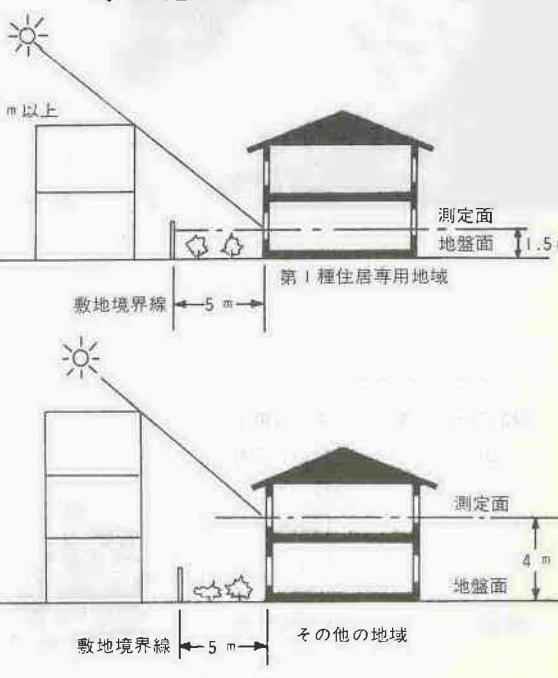
日影をものさしに

建物の形態を規制

規制の方法は、一定の高さを超える中高層建築物について、その敷地境界線から一定の距離を超える範囲に一定の時間以上日影を生じさせないように、建物の形態を規制するものがねらいです。

日影の長さで

規制する日影は、一年のうちに最も長くなる冬至日の「真太陽時」の午前八時から午後四時までの間でできる日影です。この日の日影を規制することが、周囲の環境を保護するうえで最も効果があるからです。



規制の範囲と時間は

規制される区域 用途地域	容積率 (%)	規制される範囲		規制される建物
		敷地境界線からの水平距離 5mを超える範囲	平均地盤面 (からの高さ) 10mを超える範囲	
第一種住居専用地域	80	3時間以上	2時間以上	7mを超えるか、または3階建以上の建物
第一種住居専用地域	100	4	2.5	7mを超えるか、または3階建以上の建物
第二種住居専用地域	200	4	2.5	高さが10mを超える建物
第二種住居地帯	200	4	4	高さが10mを超える建物
近隣商業地域	200	5	3	高さが10mを超える建物

窓に相当する高さ

窓に相当する高さは、窓の位置に相当するところで、窓が現れる時間で窓の位置を規定する窓面積の高さです。

第一種住居専用地域では、一階の窓の位置に相当する地上一階の窓の水平面、その他の地域では、二階の窓の位置に相当する地上二階の窓の水平面でそれを窓の高さの水平面とします。

第一種住居専用地域では、一階の窓の位置に相当する地上一階の窓の高さの水平面、その他の地域では、二階の窓の位置に相当する地上二階の窓の高さの水平面でそれを窓の高さの水平面とします。

したがって、規制対象となる建物は、この時間以上の日影ができるように高さや配置などを配慮して建てなければなりません。

建物はご注意

近隣商業地域および準工業地域の五地域が対象となっています。なお、他の区域に建つていねば、一般的な建物でも、この区域に影を落とす場合は規制の対象となります。

第一種住居専用地域では、軒の高さが7mを超える建物または地上三階建以上の建物が、他の地域では、高さが10mを超える建物が規制の対象となります。したがつて、一般の住宅はほとんど対象になりません。

AM 9:00

子供たちに囲まれて



今日はバイ菌のお話し。(3歳児)

テッちゃん
(哲治君)▶

◀彰史君

新宿町保育園全体で取り組んでいるのが「
ス」。また、同園では健康のため冬でも課足。
いろいろ運動を行う「」は、心身の発達に
最適。また、同園では健康のため冬でも課足。

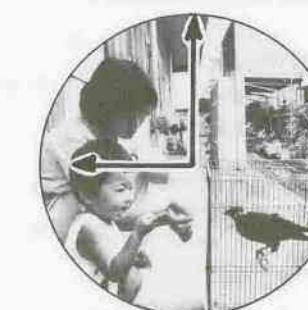
AM 10:00



一、二の三! (年長児のリズム運動)



PM 3:00



ウサギの当番は年長さん

紙しばい(4歳児)

ボクたち一番のり
(早朝特例保育)亜矢ちゃんも仲よし
ベットの九ちゃん

AM 11:00



園の一日

園ではー
んばってます!!

(男性含む)のほか、調理婦さんなど園の運営を支える裏方。さんを含め、園長以下23人によって構成されている。

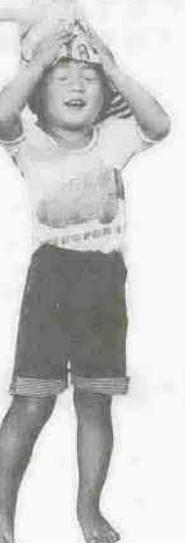
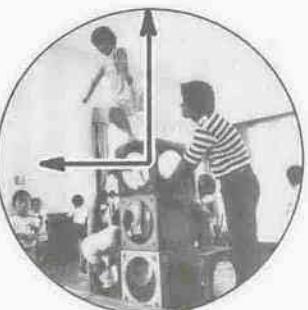
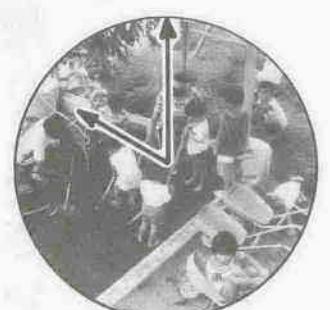
最近では、乳幼児教育の重要性が叫ばれていることもあって、各方面から注目を集めている保育園。中には「保育園って、子供をあざかって遊ばせとく所だろう」位にしか思っていない方がいるかもしれないが、これはとんでもない話だ。今、保育園では………一日は、綿密なスケジュールに基づき、教育効果を計りながら進行している。また、新宿町保育園では0歳児保育を行っているし、その他特例といって、早朝や夕方5時以降の保育も行っている。特に、昭和50年の開園当時から、県下でも数少ない障害児保育の指定園の一つとなり、普通児の中での「混合保育」で成果をあげている。こうした保育園の現状の中、2人の「保父」さんにかけられる周囲の期待は大きい。



AM 10:30

foto
ニュース

△沙475-33の高川利美さん(18歳・学生)
から送っていただいたカットです。

AM 11:00
▲混浴なんていわないで
(1歳児)ボク天狗だよ
(3歳児の花紀君)PM 2:00
3時までグッスリお昼寝(3歳児)

◆表通り裏通りでは、年間5~6回のペースで「表裏、写真版「フォトニュース」を掲載します。皆さんのご意見をお寄せください◆

◆表通り裏通り：連絡先=川越市役所企画課広報係(元町1-3-1), ☎24-8811・内線433・434◆

ぼくらの作文

「前田君!」
おもてに、後藤君の声。

「はーい」
ぼくは、スコップとクマデを持つて飛び出した。

きょうは、第三公園の草取りをする日だ。

「わー、もうこんなにたくさん来て

公園には、二十人近くの人たちが集まっていた。予定期刻には、まだ時

間があつたけど、もう草取りを始めている人もいた。

「よし、たぶん草をぬくと、今までいつしょに虫も出て来る。

女子に見せると、
「むしゃむしゃばくばく、うんうんいい」
働いた後のやつは、いつもよ



子供会の草取り

霞東小6年

前田直洋



「キヤー」とさけんでいる。
そのうち、ぼくは後藤君といつしょにみんなの取った草を集め、それをビニール袋に入れる仕事を始めた。

「イテテテ……、またさしちやつた」
トゲのある草もあつた。何回もそ

の草のトゲを、手にさしてしまつた。
「ふうー、やっと終わつたぞ。そ

れにしても、つかれたなあ」
第三公園にはえ

ていた雑草は、きれいになくなつた。
いや、あとほんの少しごらいはある

だろ? けど……。
ちよつとわきを見ると、草がはん

ぱんにつまつた、今にもはれつしそうなビニール袋が二十個以上もあつた。ぼくらの力も

一人で感心する。
「さー、みんならんでならんで」
と、おはさん方の声。

「キヤー」とさけんでいる。
そのうち、ぼくは後藤君といつしょにみんなの取った草を集め、それをビニール袋に入れる仕事を始めた。

「明日に向かって」、今回は、ボランティアの総本山」というべき、社会福祉法人川越市社会福祉協議会(理事長、加藤市長)の登場です。

「社協」の名で親しまれて、いる社会福祉協議会は、一口に「一定の地域社会の代表まで幅広く組織されていて、治会や民生兌章委員から、社会福祉関係の団体のほか関係行政機関

たちの力で、その地域の福祉の増進のために活動する団体」といふところだろう。したがって、

羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金、職業者慰靈祭、盲人ガイドヘルパーの派遣、そしてボランティアグループの登録の場、「善意銀行」(社会奉仕活動センター)

業を通じ、皆さんと一致協力して、福祉問題の解決のため、そして明るい社会づくりを目指し活躍しているのが「社協」だ。社協の合い言葉は、「人がみんなのためにみんなが一人のために」である。

※くわしくは、社会福祉協議会(24-18811、内線七九四)へ。

監事二人、評議員三十人、役員構成十五人

みんなの力を集め明るい社会を目指す

主催者: 明るい社会をめざす会
会員: 住民が主体となり、社会福祉やその他生活改善向上に関する公私関係者の参加

連する公私関係者の参加に応じ、住民の福祉の増進を図ることを目的とした団体

協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉の増進を図ることを目的とした団体

二十人の家庭奉仕員により、様々な事業を行っている。

主な事業の内、まず挙げられるのは、住宅・家族・財産などにつ

て、いわれる。何やら難しくて分かりにくいが、ようするに「ある一定の地域に住む人たちが、自分

の心配ごと相談所」と、お年

児(者)の生活援助のための「家庭



赤い羽根街頭募金風景(本川越駅前)

<愛のプレゼント(8/10~9/9)>

	件数	金額・物品数
一般寄付	5件	304,304円
現金	4件	20,500円
物	8件	150点
技能・労力	2件	
合計	19件	

る。草取りを終えたみんながズラーッと一列にならんでいた。おかしく配っていた。ぼくも、後藤君といつしょにならんだ。
「むしゃむしゃばくばく、うんうんいい」
働いた後のやつは、いつもよ

市民会館10月の主な催しもの予定

(9月2日現在、ホールのみ)

曜日	催し	入場方法	開演時間	主催者
6(金)	野村勝夫 チャリティーコンサート	入场券 前売1,000円 当日1,300円 金席自由	PM: 2.00 PM: 6.30	野村勝夫後援会川越支部 ☎31-9902(田代)
7(土)	川越農業高校吹奏楽部定期演奏会	入场券 150円	PM: 2.00	同校吹奏楽部 ☎22-4148
8(日)	YAMANOアマチュアファーリーク・ロックコンテスト ジャイアントステップVOL.4	入场券 前売700円 当日900円	PM: 1.00	山野楽器丸広川越店 ☎24-2574
13(金)	厚生年金受給者のつどい (講演と演芸)	無料	PM: 1.00	埼玉県厚生年金受給者協会川越支部 ☎42-3203 (川越社会保険事務所)
18(水)	ふるさとはさけま! 「民話・民謡、高岡良樹の世界」	入场券 一般2,700円 高校生2,100円 中以下1,400円	PM: 6.30	川越音楽 ☎23-0656
22(日)	スター・ヒアノ・カムラズ勉強会	無料	正午	大久原瑛子 新宿町6 ☎42-3285
25(水)	劇団新人会公演 「深川安樂亭」	入场券 指定2,500円 一般2,200円 大学生1,900円 中以下1,500円	PM: 6.15	川越演劇を見る会 ☎23-0656 (川越音楽内)
28(土)	あさきり音楽教室	無料	PM: 6.30	同音楽教室 ☎44-2399
29(日)	市民文化祭 「吹奏楽のつどい」	無料	AM: 10.00	中央公民館 ☎22-1394

△主にどなたでも入場できるものを掲載しました。
△主催者の都合で、一部変更になる場合もあります。
△入場券等の申し込みや問い合わせは、それぞれの主催者あてにお願いします。
▶⑩=中学生、⑪=高校生
※8/25号掲載の「アリスト・フォークコンサート」の問い合わせ電話番号が、主催者の都合で急に変更になり、多くの皆さんにご迷惑をおかけしました。お詫びします。
◆来年3月中旬の市民会館使用申し込みは、10月1日(日)の午前9時からお受けします。くわしくは市民会館(☎22-4678)へ。